

鶏の害虫駆除には 承認された動物用医薬品を 正しく使いましょう

使用する前にラベルを確認！！

<表示例>

動物用医薬品 ○○○○○○(商品名)

有効成分 ○○○○○○

効能・効果

牛のマダニ、シラミ、サシバエの駆除

鶏のワクモ、トリサシダニ、ハジラミの駆除

畜・鶏舎内の衛生害虫(ハエ、ワクモ)の駆除

用法・用量

本剤を水で○○倍に希釈し、畜・鶏舎に散布

使用禁止期間

牛:食用に供するためにと殺する前○日間

鶏:食用に供する卵の産卵前○日間



鶏の害虫駆除に使用できる 動物用医薬品の有効成分

- スピノサド
- エトキサゾール
- カルバリル
- ジクロルボス
- ジョチュウギクエキス
- トリクロルホン
- フェントロチオン
- フェトリン
- フェノブカルブ
- フルメトリン
- プロポクスル
- ペルメトリン



オランダでは、食用動物への使用が認められていないフィプロニルがワクモ駆除の目的で違法に使用され、数百万個を超える「鶏卵」が回収される事態となっています。

平成29年7月、千葉県において、スルファモノメキシシ(サルファ剤)が基準値を超えて検出された「鶏卵」の回収事例がありました。

違反内容：スルファモノメキシシ 0.14ppm(基準値 0.01ppm)

今回検出された数値については、人の健康に悪影響を及ぼすものではありません。

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp